

議案第4号

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に
関する条例の制定について

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に関する条例を別紙のよ
うに制定する。

平成26年2月25日 提出

羽曳野市長 北川 嗣 雄

提 案 理 由

昨今の社会経済情勢及び本市の財政状況等を勘案して、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間、市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料を減額して支給するため、この条例を制定しようとするものであります。

市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長の給料の特例に
関する条例

平成 年 月 日
羽曳野市条例第 号

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の給料(期末手当の額及び退職手当の額を算定する場合を除く。)については、特別職の職員の給与に関する条例(昭和 31 年羽曳野市条例第 6 号)第 3 条及び羽曳野市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和 34 年羽曳野市条例第 8 号)第 2 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長 742,500 円
- (2) 副市長 708,400 円
- (3) 教育長 644,000 円

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。